

＜参考資料＞

三好丘あおばふれあいセンター管理運営規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、三好丘あおばふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 区民相互のふれあいの場を提供し、心豊かな近隣社会を築くことを目的とする。

(利用者の範囲)

第3条 ふれあいセンターを利用できる者は、三好丘あおば行政区の区民（以下「区民」という）とする。ただし、区民との交流を目的としその利用に支障ない場合は、その他にも利用させることができる。

(利用時間及び休業日)

第4条 ふれあいセンターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、時間外の利用については、三好丘あおば区長（以下「区長」という）が、これを認めた場合に使用することができる。

- ふれあいセンターの休業日は、1月1日から1月4日、12月28日から12月31日とする。ただし、やむを得ない事由により臨時に休業日を設けることがある。

(利用の申し込み)

第5条 ふれあいセンターを利用しようとする者（以下「利用者」という）は、その利用しようとする日の属する月の1ヶ月前の1日（休館日を除く）から利用しようとする日の前日までの午前9時から午後1時までの間に、三好丘あおばふれあいセンター利用申込書（1枚両面）を、区長に提出しなければならない。ただし、助成金支給団体及び組・班長が主催する組・班内会議の利用については3ヶ月前の1日（休館日を除く）から申込みを可能とする。また利用の変更や取り消しが生じた場合、速やかに届け出なければならない。

(利用の許可)

第6条 区長は、ふれあいセンターの利用を許可した時は、三好丘あおばふれあいセンター利用許可書と利用報告書を申込者に交付するものとする。

(利用順位)

第7条 ふれあいセンターの利用順位は、原則として申込み順とする。ただし、次に定める利用者より利用申込があったときは、既に許可した許可証を変更し優先させることができる。

- 公共機関（選挙、住民検診等）が使用するとき
- 行政区が区の用務のために使用するとき
- 区民が葬儀に使用するとき
- その他区長が認めたとき

(利用の制限)

第8条 区長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。また、すでに許可済の場合でも使用許可の取り消しあるいは中止をすることがある。

- 不特定多数を対象とした営利を目的とする行為（物販）であると認めたとき
- ふれあいセンターの秩序を乱し、また乱す恐れがあると認めたとき
- 建物又は付属施設等をき損、若しくは滅失する恐れがあると認めたとき
- 施設の管理又は運営上支障があると認めたとき

(5) 利用のための手続きに違反したとき

(6) 係員の指示に違反し、または利用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき

(7) 公共の福祉のため、やむを得ない事由が生じたとき

(8) 災害その他事故により施設の使用ができなくなったとき

(9) その他区長が利用を許可することが適当でないとき

(利用者の義務)

第9条 利用者は、第10条の遵守事項を遵守し、利用後は整理整頓、清掃等の義務を負うものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、この規則に規定する事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 建物その他の物件を汚損し、又はき損するおそれのある行為をしないこと
- 火災、盗難、人身事故、交通事故その他事故の防止に努め各自の責任において管理する
- ふれあいセンター内は、全て禁煙とする
- ゴミ、残飯、空き缶、空き瓶等は、利用者各自が持ち帰ること
- 愛玩する動物の連れ込みは、禁止する
- 利用時間は、準備から後片付けまでの時間を含む
- 駐車場の利用は北側3台までとする。建物南側駐車場の利用は公的事業以外は不可とする
- 利用後は、「利用報告書」を提出すること
- その他区長の指示に従うこと

(利用料金)

第11条 ふれあいセンターの利用者は、利用の日までに、別表に定める額の使用料を支払わなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を免除することができる

- 行政区、組、班で主催する行事、会議等で使用するとき
- 助成金支給団体が主催する行事、会議等で使用するとき
- その他区長が特に必要と認めたとき

(損害賠償)

第12条 利用者が、ふれあいセンターの設備及び備品を故意又は過失により損傷又は紛失させたときは直ちに区長に報告しその損害を賠償しなければならない。

(運 営)

第13条 ふれあいセンターの運営は、三好丘あおば行政区とし運営費は、行政区が負担する。

(管理責任者)

第14条 管理責任者は、区長とする。

(規則の改廃)

第15条 この規則で定めるもののほか、ふれあいセンターの管理及び運営に関して必要な事項の改廃は三好丘あおば行政区役員会において決定する。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

ただし、利用料金に関しては平成26年1月1日分より適用する。

この規則は、平成26年1月1日から施行する

(別表)

三好丘あおばふれあいセンター利用料金表

施設名	利用料金区分		
	区 民	区民外	各種教室
和室	200円/h	500円/h	500円/h
会議室	200円/h	500円/h	500円/h
ホール	400円/h	1000円/h	1000円/h
※ 上記以外の利用内容・料金については別途定めるものとする			
※ 30分単位の利用を可とする			